



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 人事委員会規則

- \*19 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1  
\*20 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ..... 2

### ○ 告示

- 831 平成21年和歌山県告示第643号(指定代理納付者の指定)の廃止 (税務課) ..... 2  
832 指定納付受託者の指定 ( " ) ..... 3  
833 " ( " ) ..... 3  
834 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) ..... 3  
835 生活保護法による指定施術機関の廃止 ( " ) ..... 4  
836 生活保護法による医療機関の指定 ( " ) ..... 4  
837 生活保護法による施術機関の指定 ( " ) ..... 4  
838 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) ..... 5  
839 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 ( " ) ..... 5  
840 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) ..... 5  
841 " ( " ) ..... 6  
842 " ( " ) ..... 6  
843 指定自立支援医療機関の指定 ( " ) ..... 6  
844 血深井土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) ..... 6  
845 知事管理漁獲可能量の設定 (資源管理課) ..... 7  
846 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 7  
847 道路の供用開始 ( " ) ..... 8  
848 道路の区域変更 ( " ) ..... 8  
849 " ( " ) ..... 8  
850 道路の供用開始 ( " ) ..... 9  
851 道路の区域変更 ( " ) ..... 9  
852 一般競争入札による落札者の決定 (河川課) ..... 9  
853 道路の位置の指定 (都市政策課) ..... 10

### ○ 選挙管理委員会告示

- 50 政治団体の届出事項の異動の届出 ..... 10  
51 資金管理団体の指定の取消しの届出等 ..... 11  
52 政治団体の解散の届出 ..... 11  
53 政治団体の設立の届出 ..... 12

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第19号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月8日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「		を		」
室 長		副 課 長 副 室 長 総括調査員 主 幹	室 長 企 画 員	副 課 長 副 室 長 総括調査員 主 幹

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年6月4日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第20号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月8日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">機 関</th> <th style="width: 75%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">議会事務局</td> <td style="padding: 5px;">事務局長 事務局次長 課長（人事、労務を担当 する課長相当職を含む。 ） 室長 企画員 副課 長 副室長 主幹 総務 班長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	機 関	職	議会事務局	事務局長 事務局次長 課長（人事、労務を担当 する課長相当職を含む。 ） 室長 企画員 副課 長 副室長 主幹 総務 班長	略		<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">機 関</th> <th style="width: 75%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">議会事務局</td> <td style="padding: 5px;">事務局長 事務局次長 課長（人事、労務を担当 する課長相当職を含む。 ） <u>室長</u> 副課長 副室 長 主幹 総務班長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	機 関	職	議会事務局	事務局長 事務局次長 課長（人事、労務を担当 する課長相当職を含む。 ） <u>室長</u> 副課長 副室 長 主幹 総務班長	略	
機 関	職												
議会事務局	事務局長 事務局次長 課長（人事、労務を担当 する課長相当職を含む。 ） 室長 企画員 副課 長 副室長 主幹 総務 班長												
略													
機 関	職												
議会事務局	事務局長 事務局次長 課長（人事、労務を担当 する課長相当職を含む。 ） <u>室長</u> 副課長 副室 長 主幹 総務班長												
略													

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年6月4日から適用する。

告 示

和歌山県告示第831号

平成21年和歌山県告示第643号（指定代理納付者の指定）は、令和4年3月31日限り廃止した。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 和歌山県告示第832号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和4年4月1日に次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定納付受託者の名称及びその主たる事務所の所在地  
ユーシーカード株式会社  
東京都港区台場二丁目3番2号
- 2 指定納付受託者が納付する歳入等  
個人の事業税、自動車税の種別割及び不動産取得税
- 3 指定納付受託者の納付方法  
次の国際ブランドマークが付されたクレジットカードを使用する納付方法  
VISA、Mastercard

## 和歌山県告示第833号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和4年4月1日に次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定納付受託者の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社ジェーシービー  
東京都港区南青山五丁目1番22号
- 2 指定納付受託者が納付する歳入等  
個人の事業税、自動車税の種別割及び不動産取得税
- 3 指定納付受託者の納付方法  
次の国際ブランドマークが付されたクレジットカードを使用する納付方法  
JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club

## 和歌山県告示第834号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
西薬新 10-26	池田薬局	日高郡みなべ町南道50	令和 4. 5. 20
有市薬新 22-29	ガトウ薬局	有田市宮崎町7-2	令和 4. 5. 31
御薬新 22-31	阪神調剤薬局和歌山御坊店	御坊市菌96-9	令和 4. 5. 31

## 和歌山県告示第835号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年月日
田柔 42-26	井上博紀	いのうえ鍼灸整骨院（柔道整復） 田辺市宝来町25-6 SunRiseビル1F	令和 4. 6. 9

## 和歌山県告示第836号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
有市薬新 28-04	ガトウ薬局	有田市宮崎町7-2	令和 4. 6. 1
御薬新 28-04	阪神調剤薬局和歌山御坊店	御坊市菌96番1	令和 4. 6. 1
橋薬新 45-04	エバグリーン薬局橋本店	橋本市東家六丁目343-2	令和 4. 7. 1
日薬新 12-04	あい薬局	日高郡由良町里349-1	令和 4. 7. 1
西薬新 34-04	池田薬局	日高郡みなべ町南道50	令和 4. 7. 1

## 和歌山県告示第837号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年月日
田は新 17-04	井上博紀	いのうえ鍼灸整骨院（はり・きゅう） 田辺市高雄三丁目6-1	令和 4. 6. 10

田柔新 10-04	井上博紀	いのうえ鍼灸整骨院（柔道整復） 田辺市高雄三丁目6-1	令和 4.6.10
--------------	------	--------------------------------	--------------

## 和歌山県告示第838号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30713009 94	株式会社In My Life	REVE	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東470-1	通所介護	令和 4.7.1	令和 10.6.30
30718008 94	株式会社こんにちは	デイサービスセンターRelax	和歌山県岩出市清水5-1	通所介護	令和 4.7.1	令和 10.6.30

## 和歌山県告示第839号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30711004 51	有限会社パナルック 西山	介護福祉用具ユーマイ	和歌山県海草郡紀美野町動木102番地1	福祉用具貸与	令和 4.7.1	令和 10.6.30
				特定福祉用具販売	令和 4.7.1	令和 10.6.30
				介護予防福祉用具貸与	令和 4.7.1	令和 10.6.30
				特定介護予防福祉用具販売	令和 4.7.1	令和 10.6.30

## 和歌山県告示第840号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3021700 962	レイモンドハウスI	紀の川市桃山町元918-3	共同生活援助	身体障害者 知的障害者 精神障害者	社会福祉法人 檸檬会	紀の川市古和田240	令和 4.7.1

## 和歌山県告示第841号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011701046	グループホームすみれ	紀の川市貴志川町丸栖1662番地	短期入所（空床型）	特定なし	株式会社ケアパートナーズ	紀の川市東大井77-11	令和4.7.1

## 和歌山県告示第842号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011800566	元気B-work	岩出市中黒62-1	就労継続支援B型	特定なし	一般社団法人 Shake Hands	和歌山市和佐関戸51番地1	令和4.7.1

## 和歌山県告示第843号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
あい薬局	日高郡由良町里349-1	濱西医	令和4.7.1

## 和歌山県告示第844号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、血深井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 退任した役員（令和4年6月30日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 新田喜久 西牟婁郡白浜町富田793番地

理事 眞砂幸弘 西牟婁郡白浜町富田968番地

理事 小守孝 西牟婁郡白浜町富田401番地の1

理事 山本安夫 西牟婁郡白浜町富田703番地

理事 柏木彰文 西牟婁郡白浜町富田74番地の1  
 理事 笠原敬示 西牟婁郡白浜町富田607番地  
 理事 柏木久生 西牟婁郡白浜町富田442番地の1  
 監事 廣畑勝紀 西牟婁郡白浜町富田465番地の1  
 監事 高田義広 西牟婁郡白浜町十九淵317番地  
 監事 古守真人 西牟婁郡白浜町富田513番地の1

2 就任した役員（令和4年7月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	柏木久生	西牟婁郡白浜町富田442番地の1
理事	新田喜久	西牟婁郡白浜町富田793番地
理事	柏木彰文	西牟婁郡白浜町富田74番地の1
理事	山本安夫	西牟婁郡白浜町富田703番地
理事	眞砂幸弘	西牟婁郡白浜町富田968番地
理事	笠原敬示	西牟婁郡白浜町富田607番地
理事	廣畑善美	西牟婁郡白浜町富田811番地
監事	廣畑勝紀	西牟婁郡白浜町富田465番地の1
監事	高田義広	西牟婁郡白浜町十九淵317番地
監事	山本二郎	西牟婁郡白浜町富田1031番地の1

和歌山県告示第845号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に係る令和4管理年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を令和4年6月29日付けで定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	和歌山県資源管理方針第3の2に規定する留保枠の量
和歌山県まさば及びごまさば中型まき網漁業	3,700トン	—
和歌山県まさば及びごまさばその他漁業	現行水準	—

※ 知事管理漁獲可能量に規定する現行水準は、当該知事管理区分における現行の漁獲量の水準をいう。

和歌山県告示第846号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考

東牟婁郡古座川町佐田字定庄谷東平ラ1104番10地先から同町真砂字真砂146番1地先まで	旧	3.76 } 24.75	395.00	
同上	新	8.69 } 26.24	379.00	

**和歌山県告示第847号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町佐田字定庄谷東平ラ1104番10地先から同町真砂字真砂146番1地先まで

で

供用開始の期日 令和4年7月8日

**和歌山県告示第848号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 泉佐野打田線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市重行字石原460番1地先から同市北勢田字角矢234番1地先まで	旧	10.58 } 36.05	960.80	
同上	新	22.06 } 42.42	961.20	

**和歌山県告示第849号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸



## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 興加茂郷停車場線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市下津町興字川原1058番5地先から同市下津町興字川原1073番1地先まで	旧	2.98 } 5.96	100.20	
同上	新	5.62 } 8.37	100.00	

## 和歌山県告示第850号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 興加茂郷停車場線

供用開始の区間 海南市下津町興字川原1058番5地先から同市下津町興字川原1073番1地先まで

供用開始の期日 令和4年7月8日

## 和歌山県告示第851号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 野上清水線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海草郡紀美野町梅本字深山谷770番1地先から同町梅本字深山谷775番1地先まで	旧	4.71 } 38.58	307.20	
同上	新	4.71 } 38.58	307.20	
同上	新	12.30 } 15.00	247.86	

## 和歌山県告示第852号

和歌山県流量観測高度化業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
和歌山県流量観測高度化業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和4年6月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
いであ株式会社和歌山営業所  
和歌山市太田一丁目6番13号
- 5 落札金額  
46,200,000円（うち消費税及び地方消費税の額4,200,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和4年5月13日

**和歌山県告示第853号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3584	紀の川市貴志川町国主字尾張田124番1の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	令和 4.6.22	6.00 6.00	53.47 7.00

**選挙管理委員会告示**

**和歌山県選挙管理委員会告示第50号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年7月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日

立憲民主党和歌山 県総支部連合会	山本忠相	代表者	山本忠相	谷口和樹	令和 4.6.5
---------------------	------	-----	------	------	-------------

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動 年月日
ひさずみけんと 後援会	大野義弘	代表者	大野義弘	山本浩	令和 4.3.1
和歌山県歯科技 工士連盟	橘勝一	代表者	橘勝一	榎倫生	令和 3.7.1
全日本不動産政 治連盟和歌山県 本部	中西敦子	代表者	中西敦子	坂本俊一	令和 4.4.26
那賀医師連盟	正木和人	会計責任者	池田宜史	奥雅哉	令和 4.5.14
西牟婁郡医師連 盟	三谷健一郎	代表者	三谷健一郎	中北和夫	令和 4.5.14
全国小売酒販政 治連盟和歌山県 支部	楠富晴	代表者	楠富晴	野上正二	令和 4.5.19
海南医師連盟	山西徹治	代表者	山西徹治	藤木嘉明	令和 4.5.28
		会計責任者	吉川博之	山西徹治	令和 4.5.28
吉村そういちろ う後援会	吉村聡一郎	会計責任者	竹田幸史	吉村眞也	令和 4.6.3

## 和歌山県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年7月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
楠本隆典	楠本たかのみ後援会	令和 4.5.10

## 和歌山県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年7月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
立憲民主党和歌山県第2区総支部	藤井幹雄	令和 4.5.17

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
市民がつくる政治の会和歌山支部	中田友里恵	令和 4.4.14
楠本たかのり後援会	楠本隆典	令和 4.5.10
藤井幹雄後援会	藤井幹雄	令和 4.5.17
川端進後援会	瀧上恭宏	令和 4.4.30
門三佐博後援会	前田憲男	令和 4.5.26
かせだきごう後援会	加勢田城豪	令和 4.6.1
藤本憲一後援会	藤本憲一	令和 4.6.2

## 和歌山県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年7月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## その他の政治団体

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
谷口たかひろと和歌山の未来をつくる会	谷口尚大	谷口尚大	田辺市下屋敷町7-62 第三大光ビル1F	令和 4.6.13

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あったかWAKAYAMA応援団	堀内省吾	嶋田博文	和歌山市松島24-20	令和 4.5.30
三栖拓也後援会	三栖拓也	三栖彩	西牟婁郡白浜町2198	令和 4.6.1
かせだきごう後援会	加勢田城豪	加勢田佐恵子	和歌山市湊1823-6	令和 4.6.2

藤本憲一後援会	藤本憲一	藤本佳央	伊都郡かつらぎ町妙寺913	令和 4.6.3
高垣善光後援会	高垣善光	高垣善光	和歌山市芝ノ丁5番地 光陽マンション	令和 4.6.7